

令和 8 年 3 月 2 4 日
相 模 原 市 発 表 資 料

議員提出議案第 1 号「相模原市議会基本条例の一部を改正する条例」が可決されました

令和 8 年 3 月 定例会議第 1 日（2 月 1 6 日開催）において、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）による地方自治法の改正に伴う市議会の役割及び活動原則に係る規定、議員の責務及び活動原則に係る規定等を改正するため、「相模原市議会基本条例の一部を改正する条例」が議員により提出され、同日に賛成総員により可決されました。

なお、当該条例は 2 月 1 7 日に公布され、同日施行されました。
条例の内容については、別紙のとおりです。

以 上

問合せ先
議会局政策調査課
電話 0 4 2 （ 7 6 9 ） 9 8 0 3

相模原市議会基本条例の一部を改正する条例

相模原市議会基本条例(平成26年相模原市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「本市の」次に「重要な」を加え、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)に定める検査及び調査その他の権限を行使すること。

第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法に定める議会の権限の適切な行使に資するため、市民の負託を受け、誠実にその職務を行うこと。

第8条第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)」を「法」に改める。

第9条中「本市の」次に「重要な」を加える。

第11条中「地方自治法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。